

令和4年度12月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年12月26日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所 502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 7番 池田 稔
8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一 10番 石井 一
11番 川口 浩 12番 栗原 茂 13番 大館 浩一
14番 石井 進 15番 水村 英紀 16番 本橋 与志喜
17番 新井 祥穂

欠席委員 6番 増田 貴雄

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号16番 本橋与志喜委員、1番 池田正巳委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字北岩岡字横宿の11筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は11筆合わせて15,139平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定している借入地について所有権移転をするためです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字北岩岡字中道と大字北岩岡字八幡北の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて1,350.96平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は大字本郷字下前の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて2,717平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号4番、所在地は大字日比田字遠願です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は130平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号5番、所在地は大字亀ヶ谷字東原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて231平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上5件です。

議長： 申請番号1番について審議します。受人の営農状況、耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、栗が植えてありますが、草が生えており適正に管理しているとは言えません。また、2年前に農用地利用集積計画による利用権を設定していたと思いますが、その際、契約期間を10年として申請していたかと思います。栗もまだ収穫できないような状況でもありますので本申請は時期尚早と思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 受人の作付け状況及び売上はどのようになっていますか。

事務局： 栗、じゃがいも、ねぎ、さつまいも、空芯菜、大根です。売上については栗以外の露地野菜での売上のみとなっています。

議長： 栗が収穫できるようになってから再度申請してもらうよう指導するのはいかがでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番については、申請が時期尚早であったため、取下げ指導を行うこととよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、取下げ指導を行うこととします。

申請番号2番について審議します。申請地及び受人の営農状況、北岩岡地

区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 受人の花園地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可とします。
申請番号3番について審議します。申請地及び受人の本郷地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 受人の営農状況、城地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 受人の亀ヶ谷地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可とします。
申請番号4番について審議します。申請地及び受人の営農状況、耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号4番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により許可とします。
申請番号5番について審議します。申請地及び受人の営農状況、亀ヶ谷地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 受人の坂之下地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。
議長： 受人の北野新町地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。
委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。
議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号5番について、許可でよろしければ挙手願います。
委員： (全員挙手)
議長： 申請番号5番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中新井字富士見台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は398平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は農家住宅です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地に農家住宅を建築するものです。宅地と合わせた総敷地面積は、941.44平方メートルになります。なお、本件は先月11月総会において審議いただいた案件ですが、当初2階建ての建築計画でしたが、3階建てに変更することとなったため、あらためて審議いただくものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地の現地確認については先月地区担当の御意見を頂戴しているので省略します。申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字月見原の5筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は5筆合わせて1,392平方メートルです。受人、

渡人は議案書に記載のとおりです。用途は店舗です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け休憩所（飲食店）を建築するものです。なお、本件の申請地のうち一部は農用地区域の除外案件です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 農用地区域からの除外申請時と同じ事業計画者ですか。

事務局： 同じ事業計画者です。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月見原です。現況地目は畑で、面積は2,015平方メートルのうち1,015平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字林前です。現況地目は畑で、面積は3,706平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字広ヶ谷戸の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて2,546平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は糎谷の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,577平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。

以上の4件です。

議長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： （挙手多数）

議長： 申請番号1番については、賛成の委員が出席委員の過半数を超えているため決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

5 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、11件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、2件の証明をしました。

「報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、3件の証明をしました。

「報告事項7 農地法施行規則該当転用届について」は、3件の届出がありました。

以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。